

(別紙 2)

## 調布市環境基本計画策定支援業務委託内容（令和 7 年度）

### 1 業務内容

#### (1) 各種会議・協議等運営支援

受託者は、下記の会議・打合せ協議における資料作成・印刷を行う。また、アの項目については、会議への出席、議事要旨・議事録（テープ起こし）の作成、イ～エの項目については会議への出席、議事要旨（基本計画策定業務委託に係る部分のみ）の作成を行う。

ア（仮称）調布市環境基本計画等改定委員会：5回を想定

イ 調布市環境保全審議会：3回を想定

ウ 庁内・庁外会議：5回を想定

#### (2)（仮称）調布市環境基本計画等改定委員会の委員への謝礼の支払い

（仮称）調布市環境基本計画等改定委員会の委員への謝礼は、委託者が支払うものとする。ただし、委託者が用意する委員謝礼以外の、本委員会に係る謝礼が発生した場合は、受託者が支払うものとする。

#### (3) 無作為抽出による市民アンケート調査の集計等（調査結果の集計・分析・評価）

令和 6 年度に実施した無作為抽出による市民アンケート調査の結果を集計・分析・評価する。なお、調布市・受託者が実施する事項については次表のとおりを想定している。

内容	調布市	受託者
調査結果の集計・分析・評価		○
調査結果報告書（データの作成）		○
調査結果報告書（冊子の印刷）	○	
調査結果報告書概要版（データの作成）		○
調査結果報告書概要版（冊子の印刷）	○	

#### (4) 現行環境基本計画の中間報告会の企画・運営支援

受託者は、市民を対象とした中間報告会等の実施に当たって、多くの方に参加してもらえる魅力的な企画立案、資料作成等を行う。なお、現行環境基本計画の策定に当たっては、ちょうふ環境市民会議と協働で行っており、中間報告会においても市民と協働で行うこととしているため、受託者は、ちょうふ環境市民会議との意見交換会の運営支援（1回程度）を行うこと。支援の範囲は、会議等資料作成・印刷、議事要旨作成、意見交換会における助言とし、中間報告会において講師を招く場合の講師謝礼金は原則として受託者の負担とするが、企画内容に応じて協議するものとする。また、会場は調布市が確保するものとする。

#### (5) 市民ワークショップの実施支援

受託者は、市民を対象としたワークショップの実施に当たって、多くの方に参加してもらえる魅力的な企画立案、資料作成等を行う。なお、現行環境基本計画の改定に当たっては、ちょうふ環境市民会議と協働で行っていることから、受託者は、ちょうふ環境市民会議との意見交換会の運営支援（2回程度）を行うこと。

受託者の支援の範囲は、資料作成・印刷、議事要旨作成、意見交換会における出席・資料作成、ファシリテーター役としての円滑な進行役とするが、企画内容に応じて協議するものとする。なお、ワークショップの開催回数は2回程度とする。

なお、会場は調布市が確保するものとする。

(6) (仮称) ニュースレターの作成・印刷などの効果的な市民への情報発信の企画立案と実施

受託者は中間報告会や市民ワークショップの終了後等に、市民への情報発信として「(仮称) ニュースレター」を（5回程度）作成・印刷するなど効果的な情報発信について企画立案し、実施する。なお、「(仮称) ニュースレター」など印刷物を配布する場合の配布作業は委託者が行うものとする。

(7) パブリック・コメントの運営支援

受託者は、委託者が行う新環境基本計画のパブリック・コメントの意見の整理と回答案の作成を行う。また、受託者はパブリック・コメント中に行う説明会用の資料及び議事要旨の作成を行う。

(8) 新環境基本計画及び概要版（子ども版調布市環境基本計画を含む）の作成

受託者は、世界・国・東京都等の現状を踏まえ、また各種会議や市民ワークショップ、パブリック・コメントの意見を取り入れつつ、新環境基本計画を作成する。作成に当たっては、表やイラスト、グラフなどを活用し、市民にとって理解しやすい内容とすること。

また、骨子・素案・最終案など各検討段階を踏んで作成を行うこと。

なお、子ども版調布市環境基本計画については子どもが理解しやすい内容となるよう配慮し、別途作成すること。

## 5 成果品

本業務の成果として、次のものを作成する。

(1) 新調布市環境基本計画（A4判，カラー，くるみ製本） 150部

(2) 新調布市環境基本計画概要版

（A4判，12ページ程度，カラー，中綴じ製本） 300部

※子ども版調布市環境基本計画については電子データのみ提出

(3) 業務報告書（A4判，カラー） 20部

(4) (仮称) ニュースレター（A3判，両面カラー） 5回×150部

※4業務内容(6)で発行物を発行する場合

(5) 本業務に関連する電子データ 1式

## 6 その他

- (1) 受託者は、委託者又は関係者と打合せ等を行った際は、その都度速やかに打合せ記録を作成し提出すること。
- (2) 本業務における成果品をはじめ議事要旨など本業務受託中に作成し、調布市に提出した資料・電子データの著作権は調布市に帰属するものとする。

なお、本業務により調布市に提出された資料や電子データは環境基本計画と同時期に改定を行う調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務業編）に活用するため、第三者に提供する場合がある。